社会保障II　2024年**10月7 日**（月）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304

【年金保険制度の沿革と概要】公的年金制度の目的、対象、給付内容、財源構成. 第5章第3節年金制度の概要（２）年金加入と負担（３）年金の給付　p.163-177

●リアクションペーパーII＃２

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

１．日本の年金加入について

□日本国内に居住するすべての成人（20歳以上）は国民年金に被用者はさらに厚生年金に加入。外国人について日本国内に居住する場合は同じ。

□2015年以降、すべての被用者年金（公務員共済、私学共済など）は厚生年金（国民年金第２号被保険者）に一元化された。

□厚生年金加入者の配偶者・被扶養者・年収130万円未満（年収130万円の壁）（専業主婦など）の者は第３号被保険者（第２号被保険者の被扶養者）、自ら保険料を支払う必要なく、配偶者の加入期間に応じた老齢基礎年金を受け取れる。

□国民年金第１号被保険者は、第２号と第３号を除くすべての20歳から60歳未満までの者が対象。かっての自営業・農業中心から現在はパート労働者・無職が大半を占める。

□パート労働者（短時間労働者）は所定労働時間及び労働日数が通常の4分の3に満たない場合は厚生年金に加入できないが、近年の改正法で加入枠の拡大が進めれている。

２．年金保険料の負担と免除について

□国民年金第１号被保険者は収入に関わらず毎月定額保険料（2020年度1万6540円）を自分で納付する。

□国民年金第２号（厚生年金）被保険者は給付や賞与(150万円まで）を基に定められた標準報酬月額に応じた厚生年金保険料18.3％（国民年金分を含む）を事業主と折半して支払う。保険料納付義務は事業主、本人負担分を源泉徴収して納付。

□国民年金第３号被保険者（第２号（厚生年金）被保険者の配偶者）は保険料納付の必要なし、配偶者の事業主を通じて届出。給付に要する費用は第２号被保険者全体で負担。

□国民年金は所得にかかわらず加入し定額の負担を負わなければならない（皆年金制度）。所得のない者に対する免除制度（免除期間に対応し給付減額、最低給付＝国庫負担分のみ）、納付猶予制度（大学生／50歳未満第1号被保険者）、育児期間中の保険料免除などがある。

3. 年金の受給について

□老齢基礎年金は受給資格期間（支払＋免除）が10年以上ある場合に65歳から受け取る。20歳から60歳にまでの40年間の国民年金や厚生年金の加入期間等に応じ年金額が計算され支給される（死ぬまで）。厚生年金（報酬比例部分）は2000（H12）年改正で支給開始が60歳から65歳へ段階的移行、男子2025年、女子2030年に完了。

□在職したまま老齢年金を受け取る場合（在職老齢年金）は、賃金と年金額の合計額が48万円を超えた金額の半分を支給（ただし老齢基礎年金は全額支給）。

□遺族年金は年金被保険者や受給者（老齢年金の受給資格期間が25年以上あった者）が死亡した場合、生計を維持されていた遺族（所得制限あり）に給付。遺族厚生年金は1級・２級の障害厚生年金の受給権者にも支給される。

□障害年金は病気やけがによって生活や仕事などが制限される場合の年金。初診療時に国民年金に加入は「障害基礎年金」、厚生年金に加入は「障害厚生年金」を請求できる。

□障害の程度により重い方から1級、2級、3級、年金の額も障害の重さに比例